

**フィリピンにおけるコミュニティ隔離措置の最新状況**  
 IATF-EID (新型コロナウイルス対策のための省庁横断タスクフォース)の関連決議概要(仮訳)

1月4日～1月15日変更部分

【出所】 IATF 決議 35～94(及び Omnibus Guidelines、各省発表資料)  
 官房長官名覚書(2020年12月1日、29日、31日、2021年1月1日、5日、12日付け)  
<https://www.officialgazette.gov.ph/section/laws/other-issuances/inter-agency-task-for-ce-for-the-management-of-emerging-infectious-diseases-resolutions/>

【適用期間】 2021年1月1日～同1月31日 2021年2月以降の措置については未発表

【隔離措置の種類】

高リスク	ECQ (Enhanced Community Quarantine)	強化されたコミュニティ隔離措置
	MECQ (Modified Enhanced Community Quarantine)	修正を加えた、強化されたコミュニティ隔離措置
中リスク	GCQ (General Community Quarantine)	一般的なコミュニティ隔離措置
	MGCQ (Modified General Community Quarantine)	修正を加えた、一般的なコミュニティ隔離措置
低リスク	(ニューノーマル)	(隔離措置の対象外)

※ 各地域に対する隔離措置の適用基準は、①直近2週間における単位人口当たり新規感染者数、②直近2週間の新規感染者数をその前の2週間の新規感染者数と比べた場合の伸び率、を主な指標とする。

【各隔離措置の適用地域】

ECQ	なし
MECQ	なし
GCQ	<ルソン地方> NCR: マニラ首都圏 II: カガヤンバレー地域(サンティアゴ市) IV-A: カラバルソン地域(バタンガス州) <ビサヤ地方> VIII: 東部ビサヤ地方(タクロバン市) <ミンダナオ地方> X: 北部ミンダナオ地域(イリガン市) XI: ダバオ地域(ダバオ市、ダバオ・デル・ノルテ州) BARMM: バンサモロ・ムスリム・ミンダナオ自治地域(ラナオ・デル・スル州)
MGCQ	上記以外の全地域

※ GCQ、MGCQでも、対象を限定してECQを適用する場合がある。MGCQでは、NTF(National Task Force)と内務省が必要と判断する地域で厳格な規制(ゾーニングや隔離措置等)を適用。

具体的な適用事例や詳細は、外務省海外安全ホームページ(フィリピン)の「現地大使館・総領事館からの安全情報」をご参照ください。

[https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcinfectionsposhazardinfo\\_013.html#ad-image-0](https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcinfectionsposhazardinfo_013.html#ad-image-0)

【認められる活動】

	ECQ	MECQ	GCQ	MGCQ
外出	認可された事業所での勤務、生活に必要な物資やサービスを得る場合に限定される。			
運動	不可	フェイスシールドとマスク着用、他者との距離確保、道具の共用なしで、他者との接触のない屋外スポーツは可能(ウォーキング、ジョギング、ランニング、自転車)	MECQに加えて、ゴルフ、水泳、テニス、バドミントン、射撃、乗馬、スケートボードも可能。クラブハウスのレストランとカフェは店舗の30%以内で夜9時まで営業可。	屋内、屋外を問わず、他者との接触のないスポーツは可能。
集会	不可	宗教関連は5名まで可	宗教関連は会場定員の30%まで可	会場定員の半分まで可
交通	公共交通運休、航空は限られた国際便のみ	航空:限られた国際便管理された入国(フィリピン人の帰国等) 自転車など動力装置のない交通手段を奨励	乗員間の距離を確保し、安全管理を徹底した上で公共交通運行	公共交通、民間交通機関ともに、運輸省ガイドラインの下で通常通り運行(ただし、乗員間の距離を1m以上確保)
学校 (調整中)	対面授業は中止 (学校施設閉鎖)		(基礎教育)2020年10月5日~2021年4月末を想定 始業後も遠隔通信授業を混合した運営を想定	対面授業も限定的に可能(衛生管理を徹底。地方自治体の了解が必要)
政府	最小限の人員が出勤、他は在宅勤務等		全員出勤も可能(代替勤務形態を推奨)	

【交通規制】 MGCQでは公共交通を通常運行(乗員間の間隔を1m以上確保)、私用交通も通常運行可能。

公私	交通手段	ECQ	MECQ	GCQ
公共	鉄道、バス、ジープニー、タクシー、TNVS(Grab等)	不可	不可	可能 (積乗員数に制限あり)
	トライシクル		内務省または地方自治体のガイドラインによっては可能	
	公共シャトル	可能(感染対策等の現場関係者用)	可能	
私用	私用シャトル	陸運局から認可を得てシャトルを借り上げ (MECQは定員の50%まで搭乗可能)		
	私用車	関係当局から認可された事業/活動に従事する者 (MECQは座席1列当たり乗員2名まで)		
	自転車、バイク、電動スクーター	不可	1名のみ	

なお、11月26日、IATF-EIDは営業を認可されている事業所が従業員用に借り上げる通勤シャトルサービスを条件付きで全席使用可能とする方針を発表した。【参考3】を参照。

【MECQ適用地域での建設工事に関する留意点】

【所管官公庁】	公共工事:公共事業道路省	民間工事:地方自治体、労働省(労働基準)
【施工前の準備事項】	【工事中に行うこと】	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・病歴のない21歳~59歳(→15~65歳?)に限る</li> <li>・施工者負担で事前に検査</li> <li>・現場詰所に隔離施設を設け、感染の疑いのある従業員が発生したら私用シャトルで輸送する。</li> <li>・現場の従業員は通行パスを取得する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現場詰所内も含め、従業員間で1m以上の距離を確保する。毎日、消毒を行う。</li> <li>・工事現場からの外出は最小限とする。</li> <li>・工事現場に入ってきた者に検疫を義務付ける。</li> <li>・配達や廃棄は別のチームが行う。</li> <li>・各従業員に個人防護服を支給する。</li> <li>・衛生管理監督者を配置する。</li> </ul>	

※ 公共事業道路省 建設安全ガイドライン(2020年5月19日発表、改訂版)

[https://www.dpwh.gov.ph/dpwh/sites/default/files/filefield\\_paths/DO\\_39\\_s2020.pdf](https://www.dpwh.gov.ph/dpwh/sites/default/files/filefield_paths/DO_39_s2020.pdf)

## 【隔離措置別、業種別の営業／操業認可状況】

(出所) 貿易産業省 覚書回覧 MC 20-57(2020年10月31日発効)

[https://dtiwebfiles.s3-ap-southeast-1.amazonaws.com/COVID19Resources/COVID-19+Advisories/311020\\_MC2057.pdf](https://dtiwebfiles.s3-ap-southeast-1.amazonaws.com/COVID19Resources/COVID-19+Advisories/311020_MC2057.pdf)

◇ MC20-57の別添資料は、一部のサービス業に関し、営業再開条件を個別に規定しています。

(別添) 第1～4種産業カテゴリー

本表は必要に応じて、貿易産業省が更新する可能性があります。

凡例: 営業／操業を行う人員体制

☆ 通常(100%)

◎ 通常の50～100%

○ 通常の50%以下

△ 最小限

× 営業／操業は不可

参考1のOmnibus Guidelinesと貿易産業省の表が整合していない項目については、ご参考まで、  
<OG: >と注記をしています。

※ 職場における感染対策については、末尾に掲載した【参考3】のほか、以下をご参照ください。

職場における新型コロナウイルスの管理と予防ハンドブック(保健省)

<https://uplb.edu.ph/wp-content/uploads/2020/10/Workplace-Handbook-on-COVID-19-Management-and-Prevention.pdf>

なお、11月26日、IATF-EIDは営業を認可されている事業所が従業員用に借り上げる通勤シャトルサービスを条件付きで全席使用可能とする方針を発表した。【参考3】を参照。

(第1種産業カテゴリー)

MECQ、GCQ、MGCQ は通常(100%)の人員体制で営業/操業が可能

業種		ECQ
農林水産業		☆
不可欠な物資 の 製造	食品及び飲料(非アルコール飲料のみ)	◎
	生活必需品、衛生用品 ※貿易産業省の認可により人員体制の増強もありうる。 石鹸、洗剤、シャンプー、コンディショナー、おむつ、生理用品、トイレtpーパー、 ウェットティッシュペーパー、消毒剤 <OG: ECQはO>	
	医薬品、ビタミン剤	☆
	医療用品(個人用防護具、マスク、手袋等) ※原材料サプライヤー、包装、流通に従事する事業者も含む ペットフード、飼料、肥料 <OG: 飼料、肥料は特に記載なし>	
不可欠な小売店(食料品店、マーケット、コンビニエンスストア、ドラッグストア等) 調理済食品の販売(テイクアウト、配達サービス) 飲用水補給サービス クリーニング店(セルフサービスを含む) 官民を問わず、病院 緊急対応を要する医療サービス(人工透析センター、化学療法センター等)		○
上記以外の診療所(医療、歯科、リハビリテーション、眼科、耳鼻咽喉科)。ただし、美容関連クリニックは除く。歯科は診療者と患者共に防護服を着用する。身障者向け在宅サービスも可能。		
物流(荷役、倉庫、トラック、貨物輸送、船会社) <OG: 特に記載なし>		☆
配達またはクーリエサービス(自社対応または外部委託を問わない) 生活に必要な物資(食料品、医薬品、衣料品、アクセサリ、ハードウェア、家庭用品、学校用品、オフィス用品、ペットフード、ペット用品)		
水の供給と公衆衛生に関する施設とサービス(廃棄物処理、不動産やビルの管理を含む) コンピュータや住宅営繕を含む各種機器の修理やメンテナンス 通信事業者(インターネットプロバイダー、ケーブルプロバイダー、通信事業者の営業やメンテナンス等のサービスを担う外部委託事業者等)		△
エネルギー・電力の事業者及びその取引先やサービス・プロバイダー[送電、配電、発電、電力の小売、石炭・原油・石油・石油製品・その他の発電燃料の採掘・製造・流通(石油の精製所や貯蔵所を含む)] ガソリン・ステーション		
MRT3 号線改修など 13 の鉄道工事に従事する、運輸省が認可する建設作業員。 ※現場またはその付近での宿泊施設、通勤シャトルサービスの手配が望まれる。 <OG: ECQはO>		☆
航空事業者、航空機のメンテナンス、パイロット、航空機の客室乗務員、航空学校の従業員、船舶の船長と乗務員、造船所における造船と修繕		
不可欠な官民の工事(隔離施設、医療施設、災害対策、災害復旧、下水、水道設備、デジタル通信設備など)と優先度の高い官民の工事(食品製造、農業、漁業、エネルギー、住宅、通信、水道、製造業、IT-BPO)。いずれも公共事業道路省の建設安全ガイドラインを遵守すること。 ※ECQでは主要な公共工事のみ、MECQでは小規模な案件は不可。		○
セメントや鉄鋼製品など、建設に必要な機器や資材を製造・供給する事業者 ※ECQでは主要な公共工事のみ供給可。		
輸出主体の事業者及びIT-BPO(ITを活用したビジネス・アウトソーシング・サービス)事業者。 <OG: ECQは△> ※ECQ:在宅勤務、職場または近隣における従業員の宿泊施設の確保、通勤用シャトルサービス手配のいずれかを行うこと。 ※MECQ:職場または近隣における従業員の宿泊施設の確保は不要。		☆
国税庁またはその他の政府当局に認可されている印刷業(Printing press) <OG: ECQは△>		○
報道事業者 ※ECQ:DOLEで登録し、PCOOで認可された常勤社員の半数以内は勤務可能。 MECQ:PCOOの認可は不要。		

(第2種産業カテゴリー)

MGCQは通常(100%)の人員体制で営業/操業が可能。

ただし、ホテル等の宿泊施設については、観光省と内務省の認可を得た事業所のみ通常人員の50%以内で営業を行うことができる。

業種	ECQ	MECQ	GCQ
その他の製造業 <OG: GCQは◎> ・飲料(例:アルコール飲料) ・電気機械 ・木製品、家具 ・非金属製品 ・繊維製品、衣料品 ・タバコ製品 ・紙及び紙製品 ・ゴム製品、プラスチック製品 ・コークス、精製した石油製品 ・その他の非金属鉱産品 ・コンピュータ、電気製品、光学製品 ・電気器具 ・機械、器具 ・自動車、トレーラー及びセミトレーラー ・その他の輸送機械 ・その他	×	○	☆
鉱業及び採石業(輸出)	△		☆
鉱業及び採石業(国内向け)		×	
電子商取引事業者	☆		
郵便、クーリエ、配達サービス(生活に必要な物資以外)		☆	☆
不動産事業(賃貸のみ、駐車場賃貸含む) ※ECQ:賃貸のみ、MECQ:賃貸は☆、その他は○	△		
不動産事業(賃貸以外)	×	○	
電気工事や外装工事等のハウジング・サービス	△		☆
オフィス管理、オフィスサポート等のビジネス活動(コピー、請求書発行など)	×	○	◎
獣医クリニック(動物病院)			
警備員	△		☆
葬儀・遺体衛生保存サービス。 ※ECQ:斎場は除く。関係者の宿泊施設またはシャトルサービスを手配すること。			
観光省の認可を得たホテル等の宿泊施設は、以下の者に対して、最小限の人員体制で、宿泊サービスを提供できる。ただし、レストラン、バー、ジム、スパ等の施設内付属施設による宿泊客向けサービスは認められない。また、宿泊施設が、宿泊客に同じ弁当を配ったり、テイクアウトや配達サービスの注文を受けたりすることは認められる。 a. ルソン地方において2020年3月17日時点で予約を確保していた外国人、またはルソン地方以外において2020年5月1日時点で予約を確保していた外国人 b. すでに長期の宿泊予約を確保していた者 c. 困窮したOFW(フィリピン人の海外就労者)、身動きの取れないフィリピン人や外国籍の者 d. フィリピンに帰還し、所定の隔離措置を受けるOFW e. OFW以外で、強制的な隔離措置を行う必要がある者 f. 保健関係者など、政府が営業/操業を認めている業種に従事する者		△(※)	

※ 観光長官は、GCQ、MGCQが適用されている地域のホテル棟の宿泊施設を通常(100%)の人員体制で運営可能とする方針を発表した。(10月21日付け観光省発表)

(第3種産業カテゴリー)

業種		ECQ	MECQ	GCQ	MGCQ	
銀行、送金サービス、マイクロファイナンス、送金サービスが可能な質屋、信用組合 資本市場(中央銀行、証券取引所等) その他の金融サービス(両替、保険、再保険、非強制の年金基金) 法務、会計サービス 経営コンサルタント 建築、エンジニアリング、関連する技術的なテスト及び分析 科学研究開発 広告、マーケティング コンピュータ・プログラミング(コード・ライティング、システム・デザイン等)、情報サービス活動(データ・プロセッシングなど) 出版・印刷サービス(新聞、雑誌、定期刊行物、書籍、その他の印刷全般) 映画、音楽、テレビ番組の制作 レンタル及びリース(不動産を除く。認可業種向け自動車や機械等の賃貸) 認可業種に対する人材サービス(採用など) 海外での就業に関する人材サービス 写真、各種デザイン 自動車及び部品の卸売・小売 自動車の修理・メンテナンス、洗車サービス ショッピングモール、商業施設(娯楽目的以外の小売店舗) 貿易産業省の定めるガイドラインを遵守すること。(※)	△	☆				
			○		☆	
		×		☆		
			○			
					◎	
	その他 卸売 小売 (娯楽目的以外)	飲食店(配達とテイクアウトのみ) 店内飲食は！参照		○		◎
		商業施設内の政府サービス窓口		△		
		ハードウェア販売店	×	○	☆	
		衣料品、アクセサリ販売店				
		書店、学校用品店、オフィス用品店				
		ベビー用品店				
		ペットフード、ペット用品				
		情報通信機器、電気機器の販売店				
		花、宝飾品、ノベルティグッズ、アンティーク、香水の販売店				
		玩具店(子供向けプレイルームやアミューズメント施設は閉鎖)				
音楽ソフト(Music Shop)						
芸術作品のギャラリー(販売目的のみ)						
火器と弾丸の取引所 ※警察の定める規則を厳格に遵守。						
理髪店、美容室 *参照		×		◎		
その他の官民建設工事(公共工事道路省の建設安全ガイドラインを遵守)		×		☆		
ジム、フィットネスクラブ、スポーツ施設 ※マスク着用、ソーシャルディスタンスの確保、道具の共用を避けるといった保健省の公衆衛生基準を遵守することを前提に、以下の運動を認める。 GCQ: ウォーキング、ジョギング、ランニングや自転車、ゴルフ、水泳、テニス、バドミントン、乗馬、射撃、スケートボードなど、屋外における、他者との接触のない運動が可能。 MGCQ: 屋内でも、GCQで認められた他者との接触のない運動が可能。		×		◎ ≤75% (※)	☆ (※)	
その他のパーソナル・ケア(フル・ボディ・マッサージを除く)						
教育支援サービス(テストセンター、個別指導センター、レビューセンター)						
インターネット・カフェ ※仕事や学習の目的でのみ利用可能						
ドライブイン型映画館						
ペットのグルーミング・サービス						
旅行代理店、ツアー運営、予約サービス等			○		☆	

ショッピングモール、商業施設、飲食店以外の卸売・小売は23時まで営業可能(夜間外出禁止令の範囲内)

※ 貿易産業省 覚書回覧 20-55(2020年10月20日発効)

<https://www.officialgazette.gov.ph/downloads/2020/10oct/20201020-MEMORANDUM-CIRCULAR-NO-20-55-S-2020.pdf>

接客を伴うサービス業の営業に際しては、マスクとフェイスシールド着用、不必要な会話や飲食、十分な換気と消毒、感染者(感染の兆候のある者)の隔離、ソーシャルディスタンスの確保が条件となる。

! 飲食店(店内飲食):

ECQ、MECQでは不可。GCQでは10月2日より通常人員の50%以上で24時間営業可能(夜間外出禁止令等の許す範囲)。MGCQでは、7月21日より通常人員の75%以内で営業可能。営業に際しては貿易産業省 覚書回覧 20-32に定める基準に従うこと。

貿易産業省 覚書回覧 MC20-39(飲食業の営業ガイドライン、2020年7月17日発表)

[https://dtiwebfiles.s3-ap-southeast-1.amazonaws.com/COVID19Resources/COVID-19+Advisories/180720\\_MC2039.pdf](https://dtiwebfiles.s3-ap-southeast-1.amazonaws.com/COVID19Resources/COVID-19+Advisories/180720_MC2039.pdf)

- \* 理髪店、美容室は、保健省の公衆衛生基準や貿易産業省等の指示事項を遵守することを前提として、MGCQとGCQ下では通常人員の75%以内で営業可能(髪、爪、肌のケアサービス)。

貿易産業省 覚書回覧 MC20-38(理髪店と美容室の営業ガイドライン、2020年7月5日発表)

[https://dtiwebfiles.s3-ap-southeast-1.amazonaws.com/COVID19Resources/COVID-19+Advisories/050720\\_MC2038.pdf](https://dtiwebfiles.s3-ap-southeast-1.amazonaws.com/COVID19Resources/COVID-19+Advisories/050720_MC2038.pdf)

(第4種産業カテゴリー) ECQ、MECQは営業/操業を禁止。

業種	GCQ	MGCQ
その他の教育支援サービス(言語、運転、ダンス、演技等の指導)		
娯楽産業(一般的な映画館、劇場、など)	×	
図書館、美術館、博物館、その他の文化的施設		○
観光施設(遊泳場など)		
フル・ボディ・マッサージ	×	
タトゥー、ボディ・ピアス		
ライブ・イベント(観光省のMICEイベントに関する指針に従う)※		

10月15日から、GCQ以下の地域で、場外馬券場の営業が可能となった。(IATF決議79号)

※ MICE(会議、インセンティブ・ツアー、展示会など集客を伴うイベント)に関する指針

- ・ MGCQ適用地域において、主催者を含めた参加者数を会場の収容人員の50%以下に限定し、国内参加はMGCQ適用地域からのみに限定し、所定の公衆衛生基準を順守することを前提として開催可能。  
(観光省 Administrative Order 2020-03、2020年7月15日発表)  
[http://www.tourism.gov.ph/files/publications/DOT%20AO%20No.%202020-003\\_MICE%20Organizers%20and%20Venues%20or%20Facilities%20Under%20MGCQ.pdf](http://www.tourism.gov.ph/files/publications/DOT%20AO%20No.%202020-003_MICE%20Organizers%20and%20Venues%20or%20Facilities%20Under%20MGCQ.pdf)
- ・ GCQ適用地域において、会場の収容人員の30%以下に限定し、所定の公衆衛生基準を順守することを前提として開催可能。(IATF-EID決議87号、2020年12月3日発表)  
<https://www.officialgazette.gov.ph/downloads/2020/12dec/20201203-IATF-Resolution-87-RRD.pdf>

(営業禁止業種)

闘鶏の開催、闘鶏場の運営
ビヤホールなど主として酒類を提供する店(例:ナイトクラブ)
子供向けアミューズメント産業(プレイルーム、遊具など)

10月15日から、認可を受けた闘鶏場は、MGCQ以下の地域で営業可能となった。ただし、闘鶏の中継やオンライン賭博は禁止。(IATF決議79号)

【フィリピン及び外国の政府機関、国際機関等の営業認可状況】

	ECQ	MECQ	GCQ	MGCQ
フィリピンの政府、地方自治体		△		☆
フィリピン外務省が認可する外交団及び国際機関の職員		△	○	☆
フィリピン政府、地方自治体が認可した人道支援活動を行う団体	△			☆

(出所)新型コロナウイルス感染対策に関する各省政令を包括する指針(Omnibus Guidelines)

## 【外国人の入国に関する制限】

### 現行の入国制限(外務省:2020年3月19日付け長官名回覧文書、及び同3月22日発表情報)

- ・ 3月19日より、全ての在外フィリピン公館において、査証発給を一時的に停止した。
- ・ 3月22日より、査証免除特権(査証免除協定によるもの等)を一時的に停止した
- ・ ただし、フィリピン国民の配偶者及び子で外国籍の者は、この一時的な停止措置の対象外となる。
- ・ 3月22日より、過去に発給された全ての査証は、以下を除き、無効と見なされる。
  - フィリピンに駐在する外国政府と国際機関の職員、及びその帯同者
  - フィリピン国民の配偶者及び子で外国籍の者
- ・ なお、外務長官及び本件を所掌する外務次官は、個別案件に応じて、この一時停止措置の適用を除外することができる。

### IATF 専門作業部会の設置(IATF 決議 48号、2020年6月22日発表)

観光省が主宰する IATF 専門作業部会は、外務省、財務省、司法省(入国管理局を所管)、保健省(検疫局を所管)、投資委員会(貿易産業省に設置)とともに、特定の目的を持つ外国人の入国許可について調査を行い、管理に取り組むものとする。

※IATF 決議 52号で「旅行に関する専門作業部会」に再構成された。

### 外国人駐在員等の入国制限緩和(2020年10月22日付け IATF 決議 80号、11月19日付け同 84号、12月17日付け同 89号)

<https://www.officialgazette.gov.ph/downloads/2020/10oct/20201022-IATF-Resolution-80-RRD.pdf>

<https://www.officialgazette.gov.ph/downloads/2020/11nov/20201119-IATF-Resolution-No.-84.pdf>

<https://www.officialgazette.gov.ph/downloads/2020/12dec/IATF-Resolution-no.-89.pdf>

- ・ 11月1日から、入国管理局が発給した以下の査証を有する外国人の入国を認める。
  - a. 移民法第9条(d)に定める非移民査証[9(d)]を持つ者  
フィリピンと条約締結国(日本等)との商取引を行うフィリピンの法人に勤務する者、フィリピン国内で自分が投資している事業を運営するために入国する者  
オムニバス投資法(行政令 226号)に基づいた査証を持つ者  
地域統括本部(RHQ)と地域運営統括本部(ROHQ)に勤務する外国人駐在員  
特別投資家居住査証(SIRV: Special Investor Resident Visa)の所持者
  - b. 法務省が発給した特別非移民ビザ[47(a)(2)]を持つ者  
BOI(投資委員会)や PEZA(経済特区庁)など投資誘致機関が登録した企業の投資家または従業員である外国人を含む。
  - c. オーロラ・パシフィック経済区・自由港庁(APECO)、スービック湾広域都市圏庁(SBMA)、パターン自由港経済特区庁、カガヤン経済区庁、クラーク開発公社が発給した査証を持つ者
- ・ 非移民査証[9(e):外交・公用]※及び[9(g):一般就労]を持つ外国人で2020年12月17日以降に出国する者の入国を認める。

ただし、上記の適用に当たっては、入国時に有効な査証を持っていること、フィリピン政府の指定検疫施設における入国時検査を予約していること、入国する(空)港がその日に受け入れ可能な人数のみ入国できること(を了承すること)、フィリピンの入国管理法や関連法規に従うことが条件となる。

※ 9(e)の対象者(外国政府と国際機関の職員及び帯同者)は、もともと入国制限の対象外とされている。

**変異種発生を受けた入国制限 (IATF 決議第 94 号、2021 年 1 月 14 日付け)**

<https://www.officialgazette.gov.ph/downloads/2021/01jan/20210114-IATF-RESO-94-RRD.pdf>

運輸省は各航空会社に対して、大統領府と IATF がフィリピンへの入国を禁止する乗客を搭乗させないよう、厳格に指示を行う。これら入国規制の適用を除外する特例措置は、関係機関と調整のうえ、IATF 作業部会が発行する見込みのガイドラインによって管理する。

IATF 作業部会の推薦により、次の国・地域から渡航する、または次の国・地域を経由する、すべての旅客の入国を 2021 年 1 月 31 日まで禁止する。

英国、デンマーク、アイルランド、日本、オーストラリア、イスラエル、オランダ、中国(香港を含む)、スイス、フランス、ドイツ、アイスランド、イタリア、レバノン、シンガポール、スウェーデン、韓国、南アフリカ、カナダ、スペイン、米国、ポルトガル、インド、フィンランド、ノルウェー、ヨルダン、ブラジル、オーストリア、パキスタン、ジャマイカ、ルクセンブルグ、オマーン

変異種が検出された場合、感染者と濃厚接触した者は 14 日間の厳格な隔離措置を行う。乗客名簿に掲載されたその他の接触者も適切な隔離措置を行う。内務省は、地方自治体がこれらの措置に対応できるよう適切な指示を発出する。

いかなる国・地域から入国する全ての旅客も、検査結果が陽性と判定された場合、保健省の行うゲノム配列鑑定を受ける。

\* 保健省検疫局が指定する隔離施設 (2020 年 12 月 21 日現在) ※通常の隔離措置を行う施設  
<http://quarantine.doh.gov.ph/facilities-inspected-as-of-december-21-2020/>

<ご参考>

**在京フィリピン大使館にて入国関連手続きをご案内されています(ビジネス目的の渡航はV～VIご参照)**

<https://tokyo.philembassy.net/ja/01announcements/advisory-visa-requirements-for-foreign-nationals-allowed-to-enter-the-philippines-while-under-community-quarantine/>

**【貿易産業省(BOI)における本件のご申請/ご相談窓口】**

dti.travel exemption@boi.gov.ph

**PEZA 登録企業に関する入国申請(PEZA 覚書回覧 MG2020-035、2020年6月22日発表)**

<http://www.peza.gov.ph/documents/mc2020035.pdf>

PEZA 登録企業の駐在員等について、PEZA が早期入国の必要性和緊急性があると判断した場合、PEZA から外務省に特例措置の適用を推奨する用意がある。

(申請要領)

入国希望者の氏名と取り急ぎ入国しなければならない理由を記載した申請書を PEZA 長官宛に提出する。以下の3点を添付。なお、外務省が入国規制免除有無の決定を行うまで1週間程度を要する見込み。

- ① 入国希望者の旅券コピー(写真付きページ)
- ② 該当する場合は(入国管理局を所管する)司法省の推薦書(Indorsement)
- ③ 可能な場合は航空券

**【申請窓口】**

Ms. Felicidad A. Sayo, Officer-in-charge, Foreign Nationals Unit, PEZA

電話 +63-2-8551-3459 携帯 +63-998-598-9682 fnu@peza.gov.ph

**到着機のフライト乗務員(IATF 決議 53、2020年7月9日発表)**

到着機のフライト乗務員は感染防止のため、到着時に滞在する宿泊施設に留まらなくてはならない。運輸省及び附置機関は到着機のフライト乗務員が遵守すべきガイドラインを制定する。

(参考) <https://www.officialgazette.gov.ph/downloads/2020/07jul/20200709-IATF-RESOLUTION-NO-53.pdf>

**長期査証を持つ外国人の入国再開(IATF 決議 56、2020年7月16日発表)**

2020年8月1日より、長期滞在査証[フィリピン入国管理法(CA613)第13条、RA7919、EO324(フィリピン生まれの外国人を含む。)]を持つ外国人の入国を認める。ただし、新規査証の発給は行わない。

また、入国の条件は以下のとおり。

- ・ 入国時に有効な長期査証を取得していること。
- ・ フィリピン政府の指定する検査提供施設と隔離施設を事前に予約すること。
- ・ 入国する港と期日の入国者受入枠に空きがあること(海外就労から帰国したフィリピン人を優先する)

※ フィリピン入国管理局フェイスブックに記載されている入国が認められる長期滞在査証の種類

- ・ フィリピン入国管理法第13条に係るビザ(13ビザ、13(a)ビザ、13(b)ビザ、13(c)ビザ、13(d)ビザ、13(e)ビザ、13(g)ビザ)
- ・ RA 7919 ビザ
- ・ EO 324 ビザ
- ・ フィリピン生まれ(Native-born)の査証

(参考) <https://www.officialgazette.gov.ph/downloads/2020/07jul/20200716-IATF-RESOLUTION-NO-56.pdf>  
<https://www.facebook.com/133424753462907/posts/1751978374940862>

【参考 1】 新型コロナウイルス感染対策に関する各省政令を包括する指針 (Omnibus Guidelines)  
(大統領令第 112 号により 4 月 29 日施行、最新版は 2021 年 1 月 14 日付け改訂)

(出所) フィリピン政府 新型コロナウイルス感染対策ウェブサイト  
<https://www.officialgazette.gov.ph/downloads/2021/01jan/20210114-IATF-OMNIBUS-GUIDELINES-RRD.pdf>

(本文)

第1節 用語解説(略)

## 第 2 節 強化されたコミュニティ隔離措置 (Enhanced Community Quarantine)

1 本措置の施行期間中にわたり、保健省の定める公衆衛生基準を遵守しなければならない。

※ 保健省省令 2020-0015「新型コロナウイルス感染を抑制するための公衆衛生基準ガイドライン」  
(2020 年 4 月 27 日発表)  
<https://www.doh.gov.ph/node/21466>

2. 各世帯で厳格な隔離措置が行われるとともに、移動は生活維持に必要な不可欠な物資やサービスを利用するか、後述する業種の事業所で勤務するためだけに限定される。

3. 15 歳未満または 65 歳より高齢の者、免疫不全や合併症等の健康リスクを持つ者、妊婦は、生活維持に必要な物資やサービスを利用したり、認可された事業所で勤務したりするために必要な場合を除いて自宅にとどまるものとする。

→ 地方自治体が独自に若年層の年齢制限を引き上げることも可能。  
貿易産業省 覚書回覧 20-55(2020 年 10 月 20 日発効)  
<https://www.officialgazette.gov.ph/downloads/2020/10oct/20201020-MEMORANDUM-CIRCULAR-NO-20-55-S-2020.pdf>

4. 以下の活動／個人／事業所に限り、営業／操業できる。これらを行うために ECQ が適用されている地域内を移動することは認められる。

a. 通常(100%)の人員体制で営業／操業が認められる

- i 官民の病院
- ii 医療や緊急対応を要するサービス(人工透析センター、化学療法センターなど)
- iii 医薬品、医療用品・器具の製造と配送、原材料や包装資材の供給
- iv 農林水産業及びその流通
- v 生活に必要な物資(食料品、医薬品、衣料品、アクセサリ、ハードウェア、家庭用品、学校用品、オフィス用品、ペットフード、ペット用品)の配送またはクーリエサービス(自社対応または外部委託を問わない)

b. 通常の 50%以下で営業／操業が認められる。在宅勤務等の代替的な勤務形態を併用。

- i 生活に必要な不可欠な物資(食品、医薬品やビタミン剤、医療用具や機器類、石鹼、洗剤、おむつ、生理用品、トイレトペーパー、ウェットティッシュ、消毒剤等)の流通・販売に関わる民間事業者(公設市場、スーパーマーケット、食料品店、コンビニエンスストア、クリーニング店、テイクアウトと配送サービスのための外食店、飲用水の補給サービス、その他は貿易産業省が認めるもの)
- ii 報道事業者。ただし、労働省に登録され、PCOO(大統領府広報室)で認可された常勤社員の半数以下による営業／操業を認める。
- iii MRT3 号線改修など 13 の鉄道工事に従事する、運輸省が認可する建設作業員。可能な場合、現場またはその付近での宿泊施設、通勤シャトルサービスの手配が望まれる。

- c. 最小限の人員体制で営業／操業が認められる。
- i 上記以外の診療所(医療、歯科、リハビリテーション、眼科)。薬局またはドラッグストア。歯科は診療者と患者共に防護服を着用する。身障者向け在宅サービスも認められる。
  - ii 獣医クリニック(動物病院)
  - iii 銀行、送金サービス、送金サービスを行う質屋、マイクロファイナンスを行う金融機関、信用組合、現金輸送サービス
  - iv 資本市場(中央銀行、証券取引所等)
  - v 水供給と公衆衛生に関する施設とサービス(廃棄物処理、不動産やビルの管理を含む)
  - vi エネルギー・電力の事業者及びその取引先やサービス・プロバイザー〔送電、配電、発電、電力の小売、石炭・原油・石油・石油製品・その他の発電燃料の採掘・製造・流通(ガソリン・ステーション、石油の精製所や貯蔵所を含む)〕
  - vii 通信事業者、インターネットプロバイダー、ケーブルテレビ事業者、及びそれらの営業やメンテナンス等のサービスを担う外部委託事業者
  - viii 空輸、航空機のメンテナンス、パイロット、航空機の客室乗務員、航空学校の従業員、船舶の船長と乗務員、造船所における造船と修繕
  - ix セメントや鉄鋼製品など、建設に必要な機器や資材を製造・供給する事業者
  - x フィルポスト(郵便)の従業員
  - xi 統計庁の職員。統計処理のほか、国民 ID 番号システム導入の準備
  - xii IT-BPO(IT を活用したビジネス・アウトソーシング・サービス)事業者と、(鉱業・採石業を含む)輸出主体の事業者。ただし、在宅勤務、職場または近隣における従業員の宿泊施設の確保、通勤用シャトルサービス手配のいずれかを行うこと。
  - Xiii 公共事業道路省のガイドラインに基づいて行われる官民の公共工事(隔離／医療施設、災害対策、災害復旧、下水、水道設備、デジタル通信設備など)と民間工事(食品製造、農業、漁業、エネルギー、住宅、通信、水道、製造業、IT-BPO)
  - Xiv 葬儀・遺体衛生保存サービス。ただし、関係者の宿泊施設またはシャトルサービスを手配すること。
  - Xv 政府または地方自治体が認可した、人道的な支援活動を行う団体のスタッフ
  - Xvi 葬儀を行う際の牧師など宗教関係者。新型コロナウイルス以外の原因で死亡した場合、故人の近親者が葬儀に出席することは認められる。
  - Xvii 警備員
  - Xviii 国税庁またはその他の政府当局に認可されている会計様式等の印刷業(Printing press)
  - Xix コンピュータや住宅営繕を含む各種機器の修理やメンテナンス
  - Xx 不動産業(ただし、賃貸に限る)
5. 政府、地方自治体は最小限の出勤体制と代替的な勤務体制で運営する。
6. ECQ が適用されている間に出勤する政府職員は公用車を利用でき、政府が発行した bona fide ID を提示すれば感染地域内を移動できる。
7. 国会、法廷、オンブズマン事務所、憲法委員会は最小限または代替的な勤務体制で運営する。
8. 外務省が認可する外交団及び国際機関の職員が、外交活動または外務省のガイドラインに沿って行う活動は、最小限の人員体制で行うことができる。
9. 観光省の認可を得たホテル等の宿泊施設は、以下の者に対して、最小限の人員体制で、宿泊サービスを提供できる。ただし、レストラン、バー、ジム、スパ等の施設内付属施設による宿泊客向けサービスとルームサービスは認められない。また、宿泊施設が、宿泊客に同じ弁当を配ったり、テイクアウトや配達サービスの注文を受けたりすることは認められる。
- a. ルソン地方において 2020 年 3 月 17 日時点で予約を確保していた外国人、またはルソン地方以外において 2020 年 5 月 1 日時点で予約を確保していた外国人
  - b. すでに長期の宿泊予約を確保していた者
  - c. 困窮した OFW(フィリピン人の海外就労者)、身動きの取れないフィリピン人や外国籍の者
  - d. フィリピンに帰還し、所定の隔離措置を受ける OFW

- e. OFW 以外で、強制的な隔離措置を行う必要がある者
  - f. 保健関係者など、政府が営業／操業を認めている業種に従事する者
10. 大規模な集会(映画上映会、コンサート、スポーツ行事、その他の娯楽活動、地域共同体の集会、宗教に関する集会、不要不急のビジネスに関する集会)は禁止する。ただし、政府や人道支援活動に関する集会はこの限りではない。
  11. 対面形式の授業は中止する。
  12. 公共交通は運休とする。ただし、新型コロナウイルスの感染対策に従事している者の輸送、認可された事業者の手配する従業員向けシャトルサービスはこの限りではない。
  13. 行政当局は、政府が発行する通行パス(IATF ID、bona fide ID、RapidPass ID)を認識し、これらを所持していない者には、営業／操業が認められている事業所での勤務を確認できる提示を求める。
  14. 貨物輸送は妨げられない。貨物輸送車のほか、公益事業者、IT-BPO 事業者、輸出主体の事業者が使用する車は ID システムの適用対象外とする。
  15. 給与支払手続きも極力オンライン対応を勧奨するものの、対応が難しい場合は、給与支払い業務のための出勤を認める。
  16. その他の特例措置は、これまで大統領府から発出された IATF の決議等による。

### 第 3 節 修正を加えた、強化されたコミュニティ隔離措置 (Modified Enhanced Community Quarantine)

1. 本措置の施行期間中にわたり、保健省の定める公衆衛生基準を遵守しなければならない。
2. 各世帯で厳格な隔離措置が行われるとともに、移動は生活維持に必要な不可欠な物資やサービスを利用するか、後述する業務の事業所で勤務するためだけに限定される。
3. 15 歳未満または 65 歳より高齢の者、免疫不全や合併症等の健康リスクを持つ者、妊婦、これらの者と同居する者は、生活維持に必要な物資やサービスを利用したり、認可された事業所で勤務したりするために必要な場合を除いて、自宅にとどまるものとする。
  - *地方自治体が独自に若年層の年齢制限を引き上げることも可能。  
貿易産業省 覚書回覧 20-55 (2020 年 10 月 20 日発効)  
<https://www.officialgazette.gov.ph/downloads/2020/10oct/20201020-MEMORANDUM-CIRCULAR-NO-20-55-S-2020.pdf>*
4. 以下の業種は、通常(100%)の人員体制で営業／操業できる。
  - a. 第 2 節第 4 項で営業／操業が認められている事業所や活動
  - b. PCOO の認可を受けていない報道事業者
  - c. IT-BPO 企業と輸出企業。事業所内または近隣での宿泊施設手配は不要。
  - d. 電子商取引事業者
  - e. 第 2 節第 4 項以外の郵便、クーリエ、配達サービス
  - f. レンタル・リース(認可事業者への車や機器等の賃貸。不動産の賃貸を除く)
  - g. 認可業種向け人材サービス(採用など)
  - h. 電気工事や外装工事等のハウジング・サービス
5. 以下の業種については、事務所、事業所、個人が通常の 50%以下で営業／操業することを認める。なお、在宅勤務やフレキシブルな勤務形態の導入を勧奨する。
  - a. その他の製造業
    - ・飲料(アルコール飲料を含む)

- ・電気機械
- ・木製品、家具
- ・非金属製品
- ・繊維製品、衣料品
- ・タバコ製品
- ・紙及び紙製品
- ・ゴム製品、プラスチック製品
- ・コークス、精製した石油製品
- ・その他の非金属鉱産品
- ・コンピュータ、電気製品、光学製品
- ・電気器具
- ・機械、器具
- ・自動車、トレーラー及びセミトレーラー
- ・その他の輸送機械 他

- b. その他の不動産事業
- c. オフィス管理、オフィスサポート等のビジネス活動(コピー、請求書発行など)
- d. 第2節第4項以外の金融サービス(両替、保険、再保険、非強制の年金基金)
- e. 法務、会計サービス
- f. 経営コンサルタント
- g. 建築、エンジニアリング、関連する技術的なテスト及び分析
- h. 科学研究開発
- i. 海外での就業に関する人材サービス(採用、あっせん)
- j. 広告、マーケティング
- k. コンピュータ・プログラミング、情報マネジメント・サービス活動
- l. 出版・印刷サービス
- m. 映画、音楽、テレビ番組の制作
- n. 写真、各種デザイン
- o. 乗り物(車)及び部品の卸売・小売
- p. 乗り物(車)及び部品の修理・メンテナンス、洗車サービス
- q. ショッピングモール、商業施設。ただし、貿易産業省のガイドラインに従う。第13項参照
- r. レストラン(配達とテイクアウトのみ)
- s. ハードウェア販売店
- t. 衣料品、アクセサリ販売店
- u. 書店、学校用品店、オフィス用品店
- v. ベビー用品店
- w. ペットフード、ペット用品の販売店
- x. 情報通信機器、電気機器の販売店
- y. 花、宝飾品、ノベルティグッズ、アンティーク、香水の販売店
- z. 玩具店(ただし、子供向けプレイルームやアミューズメント施設は閉鎖)
- aa. 火器と弾丸の取引所(当局指示を厳格に遵守すること)
- bb. 牧師や祈禱師など聖職者による家族向け宗教サービス(冠婚葬祭など。ただし、ソーシャルディスタンス確保、マスク着用など十分な衛生管理を行うこと)

6. 政府機関、地方自治体は、感染対策等の重要な業務に必要な最小限の出勤体制で運営し、他の職員は(在宅勤務など)代替的な方法で勤務する。
7. 外務省に認可された外交団と国際機関は最小限の出勤体制で運営できるが、(在宅勤務など)代替的な勤務形態の導入を強く勧奨する。
8. 観光省の認可を得たホテル等の宿泊施設は、以下の者に対して、最小限の人員体制で、宿泊サービスを提供できる。ただし、レストラン、バー、ジム、スパ等の施設内付属施設による宿泊客向けサービスとルームサービスは認められない。また、宿泊施設が、宿泊客に同じ弁当を配ったり、テイクアウトや配達サービスの注文を受けたりすることは認められる。

- a. ルソン地方において2020年3月17日時点で予約を確保していた外国人、またはルソン地方以外において2020年5月1日時点で予約を確保していた外国人
  - b. すでに長期の宿泊予約を確保していた者
  - c. 困窮した OFW(フィリピン人の海外就労者)、身動きの取れないフィリピン人や外国籍の者
  - d. フィリピンに帰還し、所定の隔離措置を受ける OFW
  - e. OFW 以外で、強制的な隔離措置を行う必要がある者
  - f. 保健関係者など、政府が営業／操業を認めている業種に従事する者
9. 映画上映会、コンサート、スポーツ行事など、未承認／不要不急／娯楽目的の集会は禁止する。ただし、保健省の公衆衛生基準を遵守して開催される、政府や人道支援活動に関する集会はこの限りではない。IATF が緩和するまで、宗教関連の集会は5名以下に限定される。
10. 対面形式の授業は中止する。
11. 公共交通は運休とする。ただし、新型コロナウイルスの感染対策に従事している関係者の輸送、認可された事業者の従業員送迎サービスはこの限りではない。
12. 運輸省のガイドラインの下で、外出認定者が利用する民間事業者のシャトルバスや自家用車は運行が認められる。自転車など動力装置のない移動手段の利用を強く勧奨する。

※第11～12節に関し、後述の【参考2】を参照。

13. 娯楽を目的とする事業所とサービスを除き、ショッピングモールと商業施設の営業を限定的に認める。営業可能な店舗やサービスは本節第4～5項に挙げた業種に限る。また、15歳未満または65歳より高齢の者、免疫不全や合併症などの健康リスクを有する者、妊婦、及びこれらの者と同居する者の進入は、必要不可欠な物資の調達やサービスの利用または商業施設内での勤務を除き、認められない。IATF が緩和するまで、商業施設は貿易産業省のガイドラインに沿って運営される。

※ 貿易産業省 覚書回覧 MC20-21(2020年5月4日発出)

[https://www.dti.gov.ph/sdm\\_downloads/memorandum-circular-no-20-21-series-of-2020/](https://www.dti.gov.ph/sdm_downloads/memorandum-circular-no-20-21-series-of-2020/)

14. 第2節に挙げたほか、必要不可欠で優先度の高いプロジェクトの建設工事も、公共事業道路省の建設安全ガイドラインを遵守することを前提として、認められる。ただし、公共事業道路省が小規模と定義したプロジェクトの工事は認められない。

※ 公共事業道路省 建設安全ガイドライン(2020年5月19日発表、改訂版)

[https://www.dpwh.gov.ph/dpwh/sites/default/files/filefield\\_paths/DO\\_39\\_s2020.pdf](https://www.dpwh.gov.ph/dpwh/sites/default/files/filefield_paths/DO_39_s2020.pdf)

15. MECQ においては、以下の営業を禁止する。
- a. 観光施設(遊泳場など)、旅行の予約など関連サービス
  - b. 娯楽産業(映画館、劇場、カラオケ・バーなど)
  - c. 子供向けアミューズメント産業(プレイルーム、遊具など)
  - d. 図書館、美術館、博物館、その他の文化的施設
  - e. フィットネスジム、スポーツ施設
  - f. パーソナル・ケア(マッサージ、サウナ、美顔、ワックスなど)
16. 給与支払に関する規定、RapidPass システム、政府公用車の使用、人道支援関係者や官民の従業員に発行される ID カードについては、MECQ でも ECQ と同じルールが適用される。
17. マスク着用、ソーシャルディスタンスの確保といった保健省の定める公衆衛生基準を遵守することを前提として、ウォーキング、ジョギング、ランニングや自転車など、屋外における個人の運動は認められる。
18. その他については、ECQ に準ずる。

#### 第4節 一般的なコミュニティ隔離措置 (General Community Quarantine)

1. 本措置の施行期間中にわたり、保健省の定める公衆衛生基準を遵守しなければならない。
  2. 移動は生活維持に必要な不可欠な物資やサービスを利用する場合、後述する業務の事業所で勤務する場合、いずれかの場合に限定され、娯楽目的の移動は一切禁止される。  
→GCQ 下のマニラ首都圏  
外出禁止時間は各自治体の定めによる(夜 10 時～朝 5 時が多い)。  
IATF と NTF は、商業施設、職場、公共交通ではマスクとフェイスシールドの着用を求めている。  
地方自治体が独自に外出許可証を発給することも認めている。
  3. 15 歳未満または 65 歳より高齢の者、免疫不全や合併症等の健康リスクを持つ者、妊婦、これらの者と同居する者は、生活維持に必要な物資やサービスを利用したり、認可された事業所で勤務したりするために必要な場合を除いて、自宅にとどまるものとする。  
→ 地方自治体が独自に若年層の年齢制限を引き上げることも可能。  
貿易産業省 覚書回覧 20-55(2020 年 10 月 20 日発効)  
<https://www.officialgazette.gov.ph/downloads/2020/10oct/20201020-MEMORANDUM-CIRCULAR-NO-20-55-S-2020.pdf>
  4. 政府機関は、代替的な勤務形態が敷かれている場合を除き、通常(100%)の人員体制で運営できる。職員に出勤を求める場合は通勤シャトルサービスを手配してもよい。
  5. 外務省に認可された外交団と国際機関は通常の 50%の人員体制で運営できるが、フレックスタイムや在宅勤務など代替的な勤務形態の導入を強く勧奨する。
  6. 第2節第4項で営業/操業が認められた業種は、すべて通常(100%)の人員体制で営業/操業を行うことが認められる。さらに、以下の業種についても、所定の条件下で営業/操業を認める。なお、以下は例示であり、人員体制や店舗の収容能力、営業時間を段階的に増やしていく手順は、貿易産業省が別途定める指針による。第4種産業カテゴリーは本節第9項で規定する。
    - a. 第1種産業カテゴリー(100%)  
電力、エネルギー、水道などのユーティリティ、農林水産業、食品製造業及び食品のサプライチェーンに関わる事業(スーパーマーケットや食料品店のような小売店、テイクアウトや配送サービスを通じた飲食店、食品配送サービス、健康管理に関する店舗、物流、IT、通信、報道事業)。
    - b. 第2種産業カテゴリー(50~100%。ただし、代替的な勤務形態を極力導入すること)  
鉱業、製造業、電子商取引、配送、維持管理・修理、住宅やオフィスの運営維持に関するサービス。
    - c. 第3種産業カテゴリー(最小限の人員体制による営業/操業~最大 50%。可能な限り、代替的な勤務形態を極力導入すること)  
金融サービス、法務・会計・監査サービス、娯楽以外の専門的/科学的/技術的なサービス、理髪店及び美容室の限定的な営業(基本的な整髪サービス)、娯楽以外の卸売店・小売店。
- ※ 第4種産業カテゴリーのうち、旅行代理店は最小限の人員体制での営業を認められている。
- ※ 貿易産業省 覚書回覧 MC20-39(飲食業の営業ガイドライン、2020年7月17日発表)  
[https://dtiwebfiles.s3-ap-southeast-1.amazonaws.com/COVID19Resources/COVID-19+Advisories/180720\\_MC2039.pdf](https://dtiwebfiles.s3-ap-southeast-1.amazonaws.com/COVID19Resources/COVID-19+Advisories/180720_MC2039.pdf)
- ※ 貿易産業省 覚書回覧 MC20-38(理髪店と美容室の営業ガイドライン、2020年7月5日発表)  
[https://dtiwebfiles.s3-ap-southeast-1.amazonaws.com/COVID19Resources/COVID-19+Advisories/Memorandum+Circular+No.+20-38+\(Updated+Guidelines+for+Barbershops+and+Salons\).pdf](https://dtiwebfiles.s3-ap-southeast-1.amazonaws.com/COVID19Resources/COVID-19+Advisories/Memorandum+Circular+No.+20-38+(Updated+Guidelines+for+Barbershops+and+Salons).pdf)
- ※ 貿易産業省 覚書回覧 MC20-53(旅行代理店のカテゴリー変更、2020年10月16日発表)  
<https://dtiwebfiles.s3-ap-southeast-1.amazonaws.com/COVID19Resources/COVID-19+Advisories/Memorandum+Circular+No.+20-53-signed.pdf>

7. 娯楽を目的とする事業所とサービスを除き、ショッピングモールと商業施設の営業を限定的に認める。営業可能な店舗やサービスは本節第 4～5 項に挙げた業種に限る。また、15 歳未満または 65 歳より高齢の者、免疫不全や合併症などの健康リスクを有する者、妊婦、及びこれらの者と同居する者の進入は、IATF が緩和するまで、必要不可欠な物資の調達やサービスの利用または商業施設内での勤務を除き、認められない。商業施設は貿易産業省のガイドラインに沿って運営される。

※ 貿易産業省 覚書回覧 MC20-21(2020 年 5 月 4 日発表)

[https://www.dti.gov.ph/sdm\\_downloads/memorandum-circular-no-20-21-series-of-2020/](https://www.dti.gov.ph/sdm_downloads/memorandum-circular-no-20-21-series-of-2020/)

8. 官民を問わず、全ての建設プロジェクトを進めることができる。工事に当たっては、公共事業道路省の建設安全ガイドラインに従うこと。

※ 公共事業道路省 建設安全ガイドライン(2020 年 5 月 19 日発表、改訂版)

[https://www.dpwh.gov.ph/dpwh/sites/default/files/filefield\\_paths/DO\\_39\\_s2020.pdf](https://www.dpwh.gov.ph/dpwh/sites/default/files/filefield_paths/DO_39_s2020.pdf)

9. アミューズメント施設、ゲーム産業の施設、フィットネス施設、子供向け産業や観光産業等の第 4 種産業カテゴリーは営業／操業を禁じる。第 4 種産業カテゴリーの具体的な内容については、貿易産業省が別途発出した文書を参照されたい。貿易産業省は、財務省、内務省、観光省と協議の上、必要に応じて、第 4 種産業カテゴリーから第 3 種産業カテゴリーへ編入を行う。また、段階的な営業再開については貿易産業省の指針を順守するものとし、貿易産業省、保健省、地方自治体等が順守状況を査察する。

10. 観光省の認可を得たホテル等の宿泊施設は、以下の者に対して、宿泊サービスを提供できる。また、ホテルと施設内付属施設(レストラン、カフェ、バー、ジム、スパ等)は政府の関連規則に従って運営されなければならない。

- a. ルソン地方において 2020 年 3 月 17 日時点で予約を確保していた外国人、またはルソン地方以外において 2020 年 5 月 1 日時点で予約を確保していた外国人
- b. すでに長期の宿泊予約を確保していた者
- c. 困窮した OFW(フィリピン人の海外就労者)、身動きの取れないフィリピン人や外国籍の者
- d. フィリピンに帰還し、所定の隔離措置を受ける OFW
- e. OFW 以外で、強制的な隔離措置を行う必要がある者
- f. 保健関係者など、政府が営業／操業を認めている業種に従事する者
- g. 観光省の特別プログラムによる利用

11. GCQ 施行期間中は、対面形式の授業を中止する。なお、(学校の)2020/2021 年度において、以下のとおり。

- a. 基礎教育(教育省の「基礎教育継続計画」による)
  - i 2020 年 8 月 24 日に始業、2021 年 4 月 30 日に終業。
  - ii 私立学校の始業日は法律の定める範囲内で認められる。2020 年 8 月 24 日以前の対面型の授業は不可、同日以降は感染リスクが然るべきレベルまで低下し、所要の保健関連基準を遵守できることを確認できれば授業を行うことができる。
  - iii その地域の感染リスクのレベルに応じて、遠隔教育など代替的な教育手段を援用する。
  - iv オンライン形式を除き、教育関連の各種行事、学校のスポーツ活動、大学での報道活動、就職関連行事などは中止する。

※ 始業日は、8 月 24 日から 10 月 5 日に延期された。

(2020 年 8 月 14 日発表、官房長官から教育長官宛の覚書)

- b. 高等教育[CHED(高等教育委員会)の高等教育機関向け勧告による]

- i オンライン教育は随時開始可能、フレキシブル・ラーニングは 2020 年 8 月から開始可能、物理的な授業は 2020 年 9 月 1 日以降に開講可能。
- ii 私立の高等教育機関は 2020 年 8 月以降の開講を勧奨。

- c. TESDA(技術教育・技能開発庁)の職業教育訓練プログラム  
オンライン教育を基本とするが、GCQ 下では実習も含めて実施。

12. 映画上映会、コンサート、スポーツ行事など娯楽目的の集会、地域コミュニティの集会、不要不急のビジネス関連の大規模な集会は禁止する。ただし、保健省の公衆衛生基準を遵守して開催される、政府や人道支援活動のための集会はこの限りではない。宗教関連の集会は、参加者数を会場席数の 30%までに限り、所管の自治体の了解が得られることを条件に、開催を認められる。
13. マスク着用、ソーシャルディスタンスの確保、道具の共用を避けるといった保健省の公衆衛生基準を遵守することを前提として、ウォーキング、ジョギング、ランニングや自転車、ゴルフ、水泳、テニス、バドミントン、乗馬、射撃、スケートボードなど、屋外における、他者との接触のない運動は認められる。これらの運動に関するクラブハウスのような施設があれば、基本的な運営に加えて、レストランとカフェは、ソーシャルディスタンスを確保し、貿易産業省の指示を遵守することを前提として、店舗の収容能力の 30%以内で、夜 9 時まで営業することができる。本項の活動については、本節第 3 項は適用されない。なお、観客は参加禁止。
14. 道路、鉄道、航路、空路での公共交通は、運輸省のガイドラインに定める**輸送人員と手順での運行が認められる。**  
※ 運輸省のガイドラインは【参考 2】として後掲。
15. 野外の霊園、墓地には 10 人以下で訪問することができる。

#### 第 5 節 修正された、一般的なコミュニティ隔離措置 (Modified General Community Quarantine)

1. 本措置の施行期間中にわたり、保健省の定める公衆衛生基準を遵守しなければならない。
2. 移動は、生活維持に必要な物資やサービスを利用する場合、後述する業務の事業所で勤務する場合、本節で認めるその他の場合のいずれかに限定される。
3. 15 歳未満または 65 歳より高齢の者、免疫不全や合併症等の健康リスクを持つ者、妊婦、これらの者と同居する者は、生活維持に必要な物資やサービスを利用する場合、認可された事業所で勤務する場合、本節で認めるその他の場合を除いて、自宅にとどまるものとする。前述の年齢制限に関し、観光目的の旅行者については、地方自治体が観光省、保健省、内務省に協議したうえで、緩和しても良い。
- *地方自治体が独自に若年層の年齢制限を引き上げることも可能。*  
*貿易産業省 覚書回覧 20-55 (2020 年 10 月 20 日発効)*  
<https://www.officialgazette.gov.ph/downloads/2020/10oct/20201020-MEMORANDUM-CIRCULAR-NO-20-55-S-2020.pdf>
4. マスク着用やソーシャルディスタンスの確保、道具の共用を避けるなど、保健省の公衆衛生基準を遵守することを前提として、屋内と屋外を問わず、他者との接触のないスポーツ(ウォーキング、ジョギング、ランニングや自転車、ゴルフ、水泳、テニス、バドミントン、乗馬、射撃、スケートボードなど)を行うことができる。本項の活動については、本節第 3 項は適用されない。なお、観客は参加禁止。
5. 映画上映会、コンサート、スポーツ行事など娯楽目的の集会、宗教に関する集会、ビジネス関連の会合は、会場収容能力または席数の半以下に参加者を制限することを前提として認められる。
6. 高等教育機関における対面形式の授業は、要件(保健関連基準を遵守でき、地方自治体の了解が得られ、CHED のガイドラインを遵守できる)を満たせば、限定的に行ってもよい。TESDA の職業教育訓練プログラムは、会場定員の 50%以下であれば対面授業を可能とする。K-12 の基礎教育については、教育省の「基礎教育継続計画」が適用される。本項の活動については、本節第 3 項は適用されない。

7. 官民間問わず、全ての事業所は通常(100%)の人員体制で営業／操業できる。60歳以上の者、免疫不全や合併症などの健康リスクを抱える者や妊婦には代替的な勤務体制を適用されたい。
8. 道路、鉄道、航路、空路での公共交通は、運輸省のガイドラインに定める輸送人員と手順での運行が認められる。
9. 私用の交通機関も、運輸省のガイドラインの下で、運行を認められる。
10. 官民間問わず、全ての建設プロジェクトを進めることができる。工事に当たっては、公共事業道路省の建設安全ガイドラインに従うこと。

※ 公共事業道路省 建設安全ガイドライン(2020年5月19日発表、改訂版)  
[https://www.dpwh.gov.ph/dpwh/sites/default/files/filefield\\_paths/DO\\_39\\_s2020.pdf](https://www.dpwh.gov.ph/dpwh/sites/default/files/filefield_paths/DO_39_s2020.pdf)

11. 以下を除き、第4節第6項で営業／操業が認められた第1～3種産業カテゴリーの事業所は、全て通常(100%)の人員体制での営業／操業を認められる。
  - a. 理髪店、美容室、パーソナルケアサービスは店舗の50%以内で、営業を認める。
  - b. レストラン、ファーストフード店、(スーパーマーケット、食料品店、調理済食品販売店など)食品小売店内のイートインコーナーでは、席数の50%以下に限り、営業を認める。
  - c. 第4種産業カテゴリーと、上記以外の事業所は、通常の50%以下の人員体制での営業／操業を認める。ただし、ホテル等の宿泊施設は、観光省と内務省による認可と課された稼働率制限に基づいて営業できる。また、貿易産業省はMGCQ下で営業が禁じられる業種のリストを発行するものとし、これらの禁止業種はいかなる隔離措置においても営業は認められない。

※ 第4節第9項参照

※ 貿易産業省 覚書回覧 MC20-39(飲食業の営業ガイドライン、2020年7月17日発表)  
[https://dtiwebfiles.s3-ap-southeast-1.amazonaws.com/COVID19Resources/COVID-19+Advisories/180720\\_MC2039.pdf](https://dtiwebfiles.s3-ap-southeast-1.amazonaws.com/COVID19Resources/COVID-19+Advisories/180720_MC2039.pdf)

※ 貿易産業省 覚書回覧 MC20-38(理髪店と美容室の営業ガイドライン、2020年7月5日発表)  
[https://dtiwebfiles.s3-ap-southeast-1.amazonaws.com/COVID19Resources/COVID-19+Advisories/Memorandum+Circular+No.+20-38+\(Updated+Guidelines+for+Barbershops+and+Salons\).pdf](https://dtiwebfiles.s3-ap-southeast-1.amazonaws.com/COVID19Resources/COVID-19+Advisories/Memorandum+Circular+No.+20-38+(Updated+Guidelines+for+Barbershops+and+Salons).pdf)

※ 貿易産業省 覚書回覧 MC20-53(旅行代理店のカテゴリー変更、2020年10月16日発表)  
<https://dtiwebfiles.s3-ap-southeast-1.amazonaws.com/COVID19Resources/COVID-19+Advisories/Memorandum+Circular+No.+20-53-signed.pdf>

12. 政府職員は通常(100%)の人員体制で運営できるが、代替的な勤務形態の併用も検討ありたい。
13. 外務省が認可した外交団と国際機関は、通常(100%)の人員体制での運営を再開できる。

#### 第6節 隔離措置以降の感染対策

いずれの隔離措置も適用されていない地域は「ニューノーマル(感染症のまん延を防止するような新しい行動様式や基準。大規模な集会の禁止などが含まれるものと想定)」の状態となりうる。

#### 第7節 ゾーン間、ゾーン内の移動に関するガイドライン

ゾーン: 隔離措置が同じ段階の地域

1. 陸路、海路、空路を問わず、また、隔離措置の段階(ECQ、MECQ、GCQ、MGCQ)を問わず、あらゆる貨物の移動は妨げられない。貨物輸送、トラック輸送、クーリエ配送、港湾運営など物流部門に従事する者も、貨物と同様に、自由に移動できる。全ての地方自治体は政府のルールを厳格に遵守する。なお、陸上の貨物輸送では、貨物の積載の有無を問わず、最大5人まで乗務可能とする。

地方自治体や地方の保健機関は、貨物輸送車に乗務する無症状の運転手や同乗者に 14 日間の隔離措置を求めるなど、政府のルールと整合しない指示を出してはならない。また、貨物輸送車に乗員席を追加設置するなどして、乗員間で十分な間隔を確保できるよう徹底ありたい。なお、検問所では警察が求めるチェックを受けるものとする。

2. A) 以下の APOR(住居外での活動を政府当局に認められている者)は、あらゆる隔離措置段階の地域を自由に移動できる。国家警察は APOR のリストを公示し、定期的に更新するものとする。政府の認可を受けたシャトルサービスは隔離措置の段階を問わず、ゾーン間の移動が認められる。特に、医療や緊急対応に伴う移動は優先される。
  - 1) 保健関係者、緊急の感染対策を担う者
  - 2) 政府職員及び感染対策を担う政府の現場関係者
  - 3) 人道的支援活動を行う者
  - 4) 医療または人道的な理由で移動する者
  - 5) 国際線に搭乗するために空港へ向かっている者
  - 6) 目的地で営業／操業が認可されている職場への通勤または業務のために越境移動し、業務終了後は再び越境して帰宅する者。また、以下の者も APOR と見なされる。
  - a) 居住地に帰還するフィリピン人海外就業者や在外フィリピン人
  - b) 政府が地方自治体の協力を得て移送する者
- B) 略
- C) OFW、海外留学生、人的交流の交換プログラム参加者、外国籍の永久居民、外国人は、どの空港または海港から出国しても良い。
- D) 目的を問わず、海外へ渡航するフィリピン人は、以下の要件を順守しなければならない。ただし、フィリピン人に入国制限を課している国へのフィリピン人の渡航は認められない。
  - i) 観光査証または短期滞在査証を取得して渡航する場合、往復の航空券と海外滞在中に新型コロナウイルスに感染しても対応できるだけの海外旅行保険(の写し)を提出すること
  - ii) 出発時の航空会社チェックインカウンターで入国管理局宛に(新型コロナウイルス感染により)帰国が遅れるリスクがあることに承諾する旨の宣誓書を提出すること
  - iii) 渡航先の政府や利用する航空会社から求めがある場合は、その要件に従って陰性証明を提出すること。
  - iv) 帰国時は国家タスクフォースの定める在外フィリピン人の入国ガイドラインに従うこと。
- E) F) 略
3. Non-APOR(住居外での活動を政府に認められていない者)でも、GCQ と MGCQ の地域間ならば、目的を問わず、地方自治体が別途設ける規制があればそれに従って、移動を認められる。地方自治体が本件に関する規制を設ける場合は適切な内容とし、導入の際は、内務省へ届ける(ボラカイ島の場合は IATF ボラカイ支部宛)。
4. Non-APOR(住居外での活動を政府に認められていない者)でも、GCQ や MGCQ の地域内ならば、目的を問わず、地方自治体が別途設ける規制があればそれに従って、移動を認められる。地方自治体が本件に関する規制を設ける場合は適切な内容とし、導入の際は、内務省へ届ける(ボラカイ島の場合は IATF ボラカイ支部宛)。
5. Non-APOR でも MGCQ 適用地域と隔離措置が適用されていない地域(ニューノーマル)の間ならば目的を問わず、地方自治体が別途定める規制があればそれに従って、移動が認められる。地方自治体が本件に関する規制を設ける場合は適切な内容とし、導入の際は、内務省へ届ける。

## 第 8 節 一般条項

1. 地方自治体は、MECQ、GCQ、MGCQ が施行されている地域において、政府のガイドラインに定めるルールが遵守されるよう、就業者以外の外出を公平かつ人道的に取り締まる条例を設けられたい。
2. あらゆる金融機関は、30 日以上、または隔離措置の解除日のいずれか遅い方まで、ECQ または MECQ の適用期間中に支払期限を迎えるローン返済、クレジットカード返済等について、無利子、ペナルティなしで、支払猶予措置を講じることになっている。

家賃についても同様に、賃借する個人や零細・中小企業が営業／操業できない場合、ECQ、MECQ、GCQ の適用期間中に支払期限を迎える家賃については、30 日間隔離措置のまたは解除日の遅い方まで、無利子、ペナルティなしで、支払いを猶予することになっている。

本項のルールは 2020 年 3 月 17 日に遡及して発効する。

※貿易産業省 覚書回覧 MC20-29(家賃の支払猶予、2020 年 6 月 2 日発表)

[https://dtiwebfiles.s3-ap-southeast-1.amazonaws.com/COVID19Resources/COVID-19+Advisories/020620\\_MC2029.pdf](https://dtiwebfiles.s3-ap-southeast-1.amazonaws.com/COVID19Resources/COVID-19+Advisories/020620_MC2029.pdf)

※貿易産業省 覚書回覧 MC20-31(家賃の支払猶予、2020 年 6 月 3 日発表)

[https://dtiwebfiles.s3-ap-southeast-1.amazonaws.com/COVID19Resources/COVID-19+Advisories/060620\\_MC2031.pdf](https://dtiwebfiles.s3-ap-southeast-1.amazonaws.com/COVID19Resources/COVID-19+Advisories/060620_MC2031.pdf)

※貿易産業省 覚書回覧 MC20-30(イベント中止時の払戻し、2020 年 6 月 2 日発表)

<https://boi.gov.ph/wp-content/uploads/2020/07/DTI-MC-20-30.pdf>

3. それぞれの産業や事業所の営業／操業については、労働省と貿易産業省等が監督していく(特に、本ガイドラインに基づいた人員体制や衛生管理を点検)。
4. 貿易産業省と労働省が共同で発表したガイドラインと保健省のガイドラインを基に、最小限の保健関連基準を遵守されたい。保健省覚書 2020-0220 を踏まえ、職場に復帰する従業員に対する検査は営業／操業の再開条件ではない。

※貿易産業省及び労働省 「職場の新型コロナウイルス感染防止・管理ガイドライン」

[https://www.dole.gov.ph/php\\_assets/uploads/2020/05/DTI\\_and\\_DOLE\\_InterimGuidelinesonWorkplacePreventionandControlofCOVID19\\_3.pdf](https://www.dole.gov.ph/php_assets/uploads/2020/05/DTI_and_DOLE_InterimGuidelinesonWorkplacePreventionandControlofCOVID19_3.pdf)

※貿易産業省及び労働省の共同覚書回覧 JMC20-04-A(8 月 15 日発表) 【参考 3】参照

[https://dtiwebfiles.s3-ap-southeast-1.amazonaws.com/COVID19Resources/Issuances+from+other+agencies/150820\\_DTI-DOLE+Joint+Memorandum+Circular+No.+20-04-A.pdf](https://dtiwebfiles.s3-ap-southeast-1.amazonaws.com/COVID19Resources/Issuances+from+other+agencies/150820_DTI-DOLE+Joint+Memorandum+Circular+No.+20-04-A.pdf)

※保健省覚書 2020-0220 「暫定的な職場復帰ガイドライン」(2020 年 5 月 11 日発表)

<https://www.doh.gov.ph/sites/default/files/health-update/dm2020-0220.pdf>

※労働省勧告 18 「新型コロナウイルス対策費に関するガイドライン」(5 月 16 日発表)

<https://www.dole.gov.ph/news/labor-advisory-no-18-series-of-2020-guidelines-on-the-cost-of-covid-19-prevention-and-control-measures/>

5. 全ての者は自宅から外出する際には必ず顔全体を覆うフェイスシールドとマスクを着用し、新型コロナウイルスの感染を防止するための防護を行うものとする。地方自治体は必要に応じて、これを徹底する方策を講じられたい。  
また、地方自治体はこれより、コミュニティ内での感染経路や感染者の行動履歴を特定できるよう、IATF が認める COVID-19 アプリ(StaySafe.PH と TanodCOVID)の使用を求められるので、アプリの導入に必要なルールを制定されたい。
6. スーパーマーケット、公設／施設の生鮮市場、食料品店、農業・漁業に必要な資材の販売店、ペット用品店、薬局、ドラッグストアなど生活に必要不可欠な物資を販売する小売店舗は、その営業時間を最大 12 時間以内とする。地方自治体はこの営業時間を遵守する事業者を認可し、特に生鮮市場についてはソーシャルディスタンスが十分確保されるよう監督ありたい。
7. 新型コロナウイルス感染に伴って生じる、医療関係者や患者、OFW 等に対する風評や偏見等による不利益への対応

## 第 9～11 節 (略)

【参考 2】 交通運行に関する情報

MECQ におけるルール(2020 年 8 月 3 日、運輸省発表)

- ・ 新型コロナウイルスの感染対策に従事している関係者の輸送、認可された事業者の従業員送迎サービスはこの限りではない。
- ・ バス、ジープニー、タクシー、ライドシェアサービスなど公共交通は運休とする。トライシクルも運休とするが、内務省と地方自治体が許可する場合はこの限りではない。鉄道部門では、国鉄、LRT1 号線及び 2 号線、MRT3 号線は運休とする。
- ・ 私的な交通手段に関し、LTFRB から特別許可を得ている従業員送迎シャトルは定員の 50%以内で運行可能。私有車は乗用が認められている部門に限り、1 列に 2 名以下で運行可能。外出を認められている者が、従来の交通規則に従って、自転車、バイク、電動スクーターで移動することは可能である。

(運輸省の告知している図)

**Public and Private Transport during the Modified Enhanced Community Quarantine (MECQ)**

**Public**

Rail (PNR, LRT-1, LRT-2 MRT-3)	✗
Bus	✗
Jeepney	✗
Taxi	✗
TNVS	✗
Tricycle	✗ Exceptions subject to DILG/ LGU guidelines
Public Shuttle	✓ For Frontliners/Workers in Allowed Industries

**Private**

Company Shuttle	✓ Special permit from LTFRB for rented shuttles (50% Capacity)
Personal vehicle	✓ Person/Workers in permitted sectors/activities (2 persons per row)
Bicycle	✓ 1 person max
Motorcycle	✓ 1 person max
E-Scooter	✓ 1 person max (subject to existing traffic regulations)

✓ ALLOWED     ✗ NOT ALLOWED

*\*Only Authorized Persons Outside of Residence (APOR), with proper ID, are permitted to go out and travel within city limits.*

[@DOTrPH](#)     [@DOTrPH](#)     [www.dotr.gov.ph](http://www.dotr.gov.ph)

## GCQにおける公共交通運行ガイドライン(運輸省、2020年5月3日発表)

### 公共交通を利用する際の共通ルール(10月14日の運輸省発表による)

- ・ マスクとフェイスシールドの着用
- ・ 会話と通話、食事の禁止
- ・ 十分な換気の確保
- ・ こまめな消毒
- ・ 感染症状のある乗客を搭乗させない
- ・ 物理的な感覚の確保(「one-seat apart(1席ずつ間隔を空けて座る)」ルール)

### 航空

- ・ GCQにおいては、次のフライトの運行を認める。
  - 1) 政府及び軍のフライト
  - 2) 当局の指示に従う国際便
  - 3) 救命及び医療物資の輸送便
  - 4) 空運のために必要な業務用のフライト
  - 5) 同上
  - 6) 緊急機(国内のGCQ下にある地域との国内便)
  - 7) その他、当局が必要と認めるフライト
- ・ 全ての乗員は、マスク、フェイスシールド、個人防護服を着用すること。
- ・ 有効な旅行関連文書を所持している乗客のみが、検温を受けたうえで、空港施設内に進入できる。
- ・ 空港施設内ではソーシャルディスタンスを確保しなければならない。
- ・ X線検査、携行スキャナー、携行金属探知機等の機器を使って、非接触の方法で、保安検査を行う。
- ・ 携行荷物の上限は厳格に適用される。
- ・ 空港施設内では、保健当局が認定する者が新型コロナウイルスに関する検査を行う。
- ・ 航空機～空港施設内、搭乗ゲートエリアなど、空港施設内の結節点には消毒用アルコール／ハンドソープが常備され、出入口には履物(靴裏)を洗浄できる消毒プールを設ける。
- ・ 空港施設内に安全に関する情報やポスターを掲示し、情報の周知を図る。
- ・ インターネット、ソーシャル・ネットワーク・サービス等も活用して乗客への周知徹底を図る。
- ・ 全ての出入国客は、電子的な方法によって健康状態申告(Health Declaration)と乗客位置情報(Passenger Locator Form)を登録する。

### 海運

- ・ 当局の基準により、定員の50%以下に乗員数を抑制する。
- ・ 港湾施設に進入する際は、健康状態申告(Health Protocol Forms)を提出し、検温を行う。
- ・ 港湾施設内、船舶内ではソーシャルディスタンスを確保しなければならない。
- ・ 港湾施設内において、乗客ターミナル、港湾合同庁舎等は物理的な距離を確保しなくてはならない。
- ・ 建物、船舶等の結節点等に消毒プールやハンドソープを設置し、常に清潔な状態を維持する。
- ・ 安全管理に必要な情報が周知徹底されるようにする。

### 道路

- ・ 当局の認可を受けた全ての公共車両は、安全、乗員数、Coverage/Scopeの3点を重視する。
- ・ 安全とは、運転手がマスクと手袋を着用し、車両やターミナル、乗客が十分消毒された状態を確保し、ウイルスの感染と拡大を防止することである。
- ・ 乗員数とは、乗員がお互いに物理的な距離を確保できる乗員数である。
- ・ 公共交通として使用されるバスとジープニーは、運転手と車掌を除き、定員の50%以下を厳守する。  
→10月14日、運輸省は「one-seat apart(1席ずつ間隔を空けて座る)」ルールの早期導入を指示。
- ・ 乗り合いタクシーやタクシーは、乗客席に2名を超える乗客を乗せてはならない。助手席に1名を乗せることはできる。
- ・ トライシクルはサイドカーに乗客1名のみを乗せても良い。
- ・ 私有の自動車とバイクはIATFが外出を認める者のみが乗用できる。
- ・ 私用の自動車は、助手席に1名、乗客席に1列当たり2名まで、乗客を乗せることができる。

- ・ バイクは運転手のみ乗用できる(同じ家の住人1名は同乗可能)。他方で、自転車やそれに類する乗り物の利用は大いに奨励されるため、地方自治体は自転車等のレーンを設けるなど奨励策を講じられたい。
- ・ GCQ 施行エリアの各ルートを実行する公共交通車両は、その車両の乗員数で決まる。
- ・ バスのように多くの乗員を乗せる公共交通車両は優先的に運行を認められる。バスや近代化ジープニーでカバーできないエリアはジープニーや乗り合いタクシーの運行が認められる。
- ・ 陸運局はすでに公共交通車両の運行に関する特別免許の発行準備を完了しており、運転手や運行会社はオンラインで陸運局に申請されたい(無料)。
- ・ 私有車の所有者、公共交通車両の運転手と運行会社、公共/私営の交通ターミナルの運営会社で、このガイドラインを遵守しないものは罰せられる。

## 鉄道

- ・ マニラ首都圏で ECQ が解除された後(または 5 月 16 日以降)、LRT1 号線、LRT2 号線、MRT3 号線と国鉄は限定した乗員数で運行を再開する。  
→10 月 19 日、運輸省は積載人員率を 13~18%から 30%に増やし、徐々に 50%まで上げていくと発表。
- ・ ECQ 施行前のルールと新型コロナウイルス対策に関わる各種ルールを踏まえて、運行を再開する。
- ・ 駅や車両内では、1m 以上の間隔を厳格に確保する。そのために必要な標識等を設置する。
- ・ 保健当局のルールにより、以下の者は駅に進入できない。
  - マスクを着用していない者
  - 新型コロナウイルスの感染症状がみられる者、37.8 度以上の熱がある者
  - 高齢者、20 歳以下の者、妊婦
- ・ 車両、駅構内等の消毒を励行し、消毒プールやハンドソープを設置し、常に清潔な状態を維持する。

2020 年 8 月 15 日より、公共交通の全乗客は、マスクに加えて、フェイスシールドの装着を義務とする。  
(運輸省 覚書回覧 MC2020-014、2020 年 8 月 3 日発表)

(出所) フィリピン運輸省ウェブサイト

<http://dotr.gov.ph/55-dotrnews/1339-read-omnibus-public-transport-protocols-guidelines-set-by-the-department-of-transportation-dotr.html>

<https://www.facebook.com/DOTrPH/>

運輸省 覚書回覧 2020-2185

GCQ 下における陸上交通運行に関するガイドライン(2020 年 5 月 12 日発表)

<http://dotr.gov.ph/55-dotrnews/1479-read-the-land-transportation-office-philippines-lto-has-relaxed-its-memorandum-circular-no-2020-2185.html>

【参考 3】「職場における新型コロナウイルス感染防止・管理ガイドライン(追補版)」

(出所) 貿易産業省及び労働省の共同覚書回覧 JMC20-04-A(2020年8月15日発表)  
同文書の補足連絡 Advisory 20-01(2020年8月17日発表)、2020-04-A(同11月29日発表)

[https://dtiwebfiles.s3-ap-southeast-1.amazonaws.com/COVID19Resources/Issuances+from+other+agencies/150820\\_DTI-DOLE+Joint+Memorandum+Circular+No.+20-04-A.pdf](https://dtiwebfiles.s3-ap-southeast-1.amazonaws.com/COVID19Resources/Issuances+from+other+agencies/150820_DTI-DOLE+Joint+Memorandum+Circular+No.+20-04-A.pdf)

[https://www.dti.gov.ph/advisories/expanded-risk-based-testing/?fbclid=IwAR1Q-sElaCXQ7YAK4YkMKK1h8FSW7eWFGoUhVjhuzGYRji\\_JE9gDRkLFfU](https://www.dti.gov.ph/advisories/expanded-risk-based-testing/?fbclid=IwAR1Q-sElaCXQ7YAK4YkMKK1h8FSW7eWFGoUhVjhuzGYRji_JE9gDRkLFfU)

[https://www.dti.gov.ph/advisories/dti-dole-adv2003/?doing\\_wp\\_cron=1606782227.8377881050109863281250](https://www.dti.gov.ph/advisories/dti-dole-adv2003/?doing_wp_cron=1606782227.8377881050109863281250)

(要旨)

I 適用範囲

全ての業種。PEZA やクラーク等の経済特区の入居企業も対象となる。

II 職場の安全と健康

A 身体面及び精神面の耐性向上

B 感染機会の削減

- マスクとフェイスシールドの着用、ソーシャルディスタンスの間隔確保、こまめな消毒、十分な換気、消毒液やペーパータオル等を職場の各所に常備、こまめな手洗いの励行を徹底。所定の場所で単独に限り喫煙可能。
- 経済特区またはIPA(投資誘致機関)所管の区域に立地する、総資産※が1億ペソを超える大企業は、従業員のためにシャトルサービスを提供し、車内では陸運局の指示(LTFRB MC2020-061 \* 等)に基づいて厳格に衛生管理を行う。乗員は、一つずつ座席の間隔を空けて座るか、または所要の隔壁を設置して全席使用可能とするか、いずれかとする。
- 従業員向け衛生管理研修の実施。

※ *Assets shall refer to total assets, inclusive of those arising from loans but exclusive of the land on which the particular business entity's office, plant and equipment are situated. (Section 3, Republic Act 9501 or the Magna Carta for MSMEs)*

\* *LTFRB MC2020-061: マスクとフェイスシールドの着用。会話や飲食の禁止。十分な換気。こまめな消毒。座席は一つずつ間隔を空けるか、プラスチックの隔壁を設置して全席使用。*

C 接触機会の削減

- 15分以上の会合や多くの人が集会はビデオ会議とする。物理的な集会を開催する場合、会場の感染リスクに応じて参加者を管理する(例えば、機密性の高い会場は定員の10%以内、屋外など開放的な会場は50%以内)。
- 食事は各自が個別に取るのが望ましいが、食堂を使う場合は1m以上の間隔をとり、食器や調味料の共用やビュッフェ形式を避け、接触を最小化する。

D 感染期間の削減

- 職場や入居ビルへの進入時に検温を行い、記録を取ること。

iii 無症状の者、感染徴候のある者の管理

A 感染徴候のある者への対応(遠隔、近接)

B 隔離と医療機関への取次

- 大規模または中規模の企業(※)、または複数の入居者を抱える事業所は、医務室とは別に、従業員200名あたりに1室の割合で、感染の徴候が見られる従業員を一時的に隔離する部屋を設けることが義務付けられる。
- 隔離部屋は換気を良くし、イスと専用のトイレを設置。2時間に1回の頻度で消毒。

- 関係者は医療関係者用の使い捨て防護服等を着用する。
- 商業施設やビルは、入口付近に、少なくとも1つ以上の隔離部屋を設ける。

C 接触履歴の把握

D 検査

- 保健省の方針に基づき、以下の職業に従事する者は、PCR 検査を受けても良い。
  - ◇ エルニド、ボラカイなど指定地域の観光業従事者(4週間に1回)
  - ◇ 特別警戒地区の製造業や公共サービス従事者(四半期に1回)
  - ◇ その他、次に挙げる職種の従事者(四半期に1回)
    - 運輸(公共交通の乗務員や運営関係者、配達サービスの配達員)、飲食(店員、調理師、管理者)、教育(教員、事務職)、金融(銀行窓口)、小売(レジ係等の店員)、他者との接触を伴うサービス(理容師、パーソナル・ケア、葬儀関係者、聖職者、駐車場スタッフ、警備員、配達員、ホテルの接客係)、建設・上下水道・廃棄物処理の現場作業員、裁判所の関係者、マスメディアの取材スタッフ
- 雇用主におかれては、従業員に経済的な負担をかけない形で、四半期に1度、従業員の検査を行うことを強く奨励する。

iv 衛生委員会(職業上の安全と健康に関する委員会: OSH 委員会)  
職場に衛生委員会を設置する。同じビルに複数の事業所がある場合、ビル単位でも衛生委員会を設置する。

v 検査結果の関係当局への報告

vi 感染者が発生した場合の職場及び入居ビルの閉鎖と消毒  
感染者が発生した場合、職場を消毒する。入居ビルは全館消毒の24時間前から封鎖し、消毒後24時間が経過してから再開する。

vii 感染者や濃厚接触者に対する福利厚生  
従業員の福利厚生は関係法令等に基づいて行われるが、雇用主におかれては、感染者や濃厚接触者に対して、可能な限り病気休暇付与等の配慮をお願いしたい。

viii 本ガイドラインの実施状況の監視  
貿易産業省、労働省、地方自治体は本ガイドラインが順守されているかを監視する。

ix ~ xi 略

(同ガイドラインの別添資料)

- A-1 従業員の健康状態チェックシート
- A-2 顧客／来訪者との接触記録フォーム
- B 検温後の対応例(基準値を超える体温が検出された場合の処置)
- C 症状の程度に応じた適切な隔離措置
- D 地域別の疫学・監視ユニット連絡先一覧
- E 専門家の推奨する感染者、濃厚接触者の職場復帰手順
- F 職場の事故／疾病報告フォーム(労働省)

(参考情報)

貿易産業省・労働省 「職場における新型コロナウイルス感染防止・管理ガイドライン」

[https://www.dole.gov.ph/php\\_assets/uploads/2020/05/DTI\\_and\\_DOLE\\_InterimGuidelinesonWorkplacePreventionandControlofCOVID19\\_3.pdf](https://www.dole.gov.ph/php_assets/uploads/2020/05/DTI_and_DOLE_InterimGuidelinesonWorkplacePreventionandControlofCOVID19_3.pdf)

保健省 覚書 2020-0220 「暫定的な職場復帰ガイドライン」(2020年5月11日発表)

<https://www.doh.gov.ph/sites/default/files/health-update/dm2020-0220.pdf>

労働省 勸告 18 「新型コロナウイルス対策費に関するガイドライン」(2020年5月16日発表)

<https://www.dole.gov.ph/news/labor-advisory-no-18-series-of-2020-guidelines-on-the-cost-of-covid-19-prevention-and-control-measures/>